

区分	内容	減額割合 又は免除
1 市が主催又は委託して実施するもの	(1) スポーツ教室 (2) スポーツ相談(体力テスト及び運動能力テストを含む。) (3) 市体育大会、市体育祭、市スポーツレクリエーション祭、スポーツ少年団各種大会等の各種大会 (4) スポーツ研修会、講習会等	免除
2 公益上特に必要があると認められるもの	(1) 市が主催する事業 (2) 市長と教育委員会が協議し、必要があると認められる事業	免除
3 選手の強化を目的とし、特に必要があると認められるもの	(1) 山形県及び山形県競技団体が主催して行う事業のうち、特に必要があると認められるもの(ただし、公益財団法人酒田市体育協会(平成25年4月1日に公益財団法人酒田市体育協会という名称で認定された法人をいう。)に加盟しているものに限る。) (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める事業	免除
4 幼稚園、保育所、小学校及び中学校(以下「学校等」という。)における教育又は保育上、特に必要があると認められるもの(ただし、右欄に掲げる事業等を実施するため、当該学校等に当該事業等を実施する施設が無く、若しくは当該学校等の施設では狭いため、又は学校等若しくは地域の行事等で当該学校等の施設が使用できないため、使用するものに限る。)	(1) 体育事業 (2) 記録会 (3) 体力テスト及び運動能力テスト (4) スポーツ少年団(ジュニアスポーツクラブを含む。)及び部活動のうち、教育委員会が必要であると認めるもの。ただし、次に掲げる要件を満たすものに限る。 ア 使用時間は、月曜日から金曜日までの間(祝日及び休館日を除く。)とし、おおむね午後3時から午後7時までの時間とすること。 イ 申請者は、園長、学校長又は各団の代表者とし、現場責任者を明示すること。	免除

	ウ 現場責任者又は指導者が立会いの下に使用すること。	
5 高等学校及び大学(以下「高校等」という。)の部活動等で、右欄に掲げる事業等を実施するため、当該高校等に当該事業等を実施する施設が無く、又は当該高校等の施設では狭いため、臨時的に使用するもの	(1) 部活動のうち、教育委員会が必要があると認めるもの。ただし、次に掲げる要件を満たすものに限る。 ア 使用時間は、月曜日から金曜日までの間(祝日及び休館日を除く。)とし、おおむね午後3時から午後7時までの時間とすること。 イ 申請者は、学校長又は学長とし、現場責任者を明示すること。 ウ 現場責任者又は指導者が立会いの下に使用すること。	5 割減額
6 教育委員会が認めた総合型地域スポーツクラブとしての定期活動		免除
7 社会教育団体、社会福祉関係団体等によるスポーツ事業で、市が委託して実施するもの又は公益上特に必要があると認められるもの	(1) 勤労者体育大会 (2) 市青年大会 (3) 市身体障がい者体育大会 (4) 市老人体育レクリエーション大会	免除
8 第1項から前項までに掲げるもののほか、営利を目的としないもののうち、市長又は教育委員会が共催又は後援するもの	(1) 市長又は教育委員会が共催する各種大会、研修会及び講習会	5 割減額(ただし、大会を実施する場合における大会当日のみとする。)
	(2) 市長又は教育委員会が後援する各種大会、研修会及び講習会	2 割減額(ただし、大会を実施する場合における大会当日のみとする。)